

千葉市家畜伝染病防疫対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市又は本市周辺において家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがあり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第3項の規定に基づき、千葉県と連携して防疫措置を実施する必要がある場合において、関係部局及び関係機関が連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うため、千葉市家畜伝染病防疫対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づき農林水産省令で定める家畜伝染病のうち、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ等とし、重大な経済的被害及び社会的影響を及ぼす家畜伝染病をいう。

(対策本部)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び別表第1に掲げる本部員をもって組織し、本部長には経済農政局長を、副本部長には農政部長及び農政センター所長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を統括し、副本部長は本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 対策本部には、業務を円滑に実施するため、別表第2に掲げる班を設置する。
- 5 本部長は、防疫対策のために必要な人員を配置し、防疫措置にあたるものとする。

(所掌)

第4条 対策本部は、別表第2に掲げる事項を所掌する。

(対策本部会議)

第5条 対策本部の運営を円滑に実施するため、本部員を招集し、対策本部会議を開催する。但し、状況により参集する範囲を拡大、縮小することができる。

- 2 対策本部会議は本部長が招集し、これを主宰する。
- 3 対策本部会議に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 家畜伝染病の発生状況の把握、防疫対策に関すること。
 - (2) 千葉県急性悪性家畜伝染病中央地域現地対策本部、関係機関、庁内関係部局等との調整に関すること。
 - (3) その他防疫対策に必要な事項に関すること。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、経済農政局農政部農政課内に置く。

(対策本部の解散)

第7条 本部長は、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部及び千葉県急性悪性家畜伝染病中央地

域現地対策本部の廃止に伴い、対策本部を解散するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

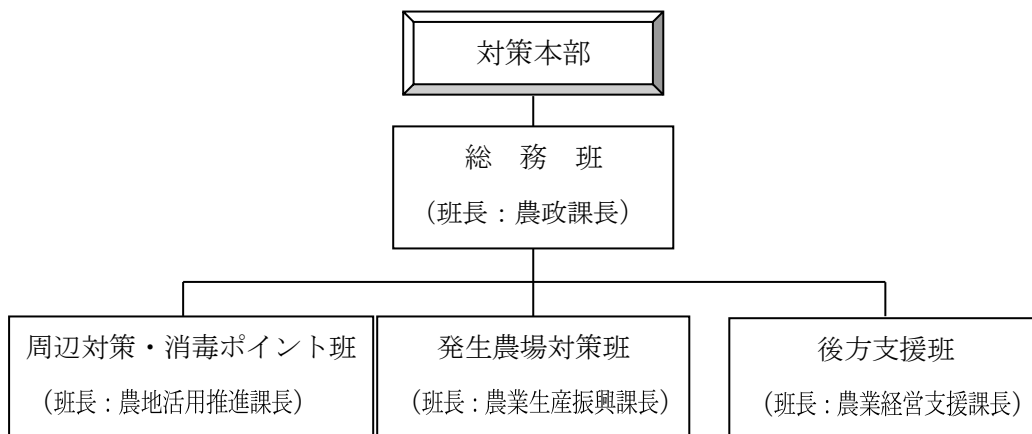
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

役職	職名	
本部長	経済農政局長	
副本部長	農政部長、農政センター所長	
本部員	危機管理部危機管理課長	資源循環部収集業務課長
	総務部人事課長	資源循環部廃棄物施設維持課長
	総務部人材育成課長	公園緑地部公園管理課長
	資産経営部管財課長	動物公園副園長
	医療衛生部健康危機管理課長	土木部土木管理課長
	医療衛生部生活衛生課長	学校教育部教育指導課長
	保健所感染症対策課長	経済部経済企画課長
	保健所食品安全課長	農政部農政課長
	こども未来部幼保支援課長	農地活用推進課長
	こども未来部幼保運営課長	農政センター農業経営支援課長
	こども未来部幼保指導課長	農政センター農業生産振興課長
	環境保全部環境保全課長	

別表第2（第3条第4項関係）

(1) 対策本部



(2) 所掌事項

班 名	所 掌 事 項
対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫措置に必要な人員の選定及び確保に関する事 2 消毒ポイント設置に係る許可等に関する事 3 各種相談窓口の設置に関する事 4 感染症法に基づく健康調査等に関する事* 5 愛玩用の鳥又は偶蹄類飼養者への情報提供に関する事 6 食鳥処理場に関する事* 7 動物園等の対応に関する事 8 小中学校、保育所、幼稚園等の対応に関する事 9 野生鳥獣等への対応に関する事 10 その他必要な事項に関する事 <p>※高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の対応</p>
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置・運営及び対策本部会議に関する事 2 情報の収集及び伝達に関する事 3 住民説明会の手配に関する事 4 防疫措置に必要な資機材及び車両等の手配に関する事 5 防疫措置に必要な人員の動員と管理に関する事 6 県現地対策本部との連絡調整に関する事 7 清掃工場内の汚れ防止対策に関する事 8 その他必要な事項に関する事
周辺対策・消毒ポイント班	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生地周辺農場の立入検査補助に関する事 2 消毒ポイントの設置に関する事 3 消毒ポイントにおける車両消毒に関する事
発生農場対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生農場の休憩場所の設営・運営に関する事 2 必要物資の搬入整理等に関する事 3 家畜・飼料等汚染物品の評価に関する事 4 発生農場における消毒・清掃及び埋却に関する事 5 焼却場での殺処分鶏の焼却に関する事
後方支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 サブステーションの設置・運営に関する事 2 発生農場からの人及び車両、使用済み資材の消毒に関する事 3 防疫資材等の管理に関する事